

事 務 連 絡

平成19年4月27日

都道府県
各 指定都市 老人福祉施設指導・監査担当者 殿
中核市

厚生労働省老健局計画課予算係

「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等」の一部訂正について

平素は、老人福祉行政の推進に格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成19年3月30日付けで一部改正いたしました「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年3月10日老発第188号、厚生省老人保健福祉局長通知）におきまして、一部の記述に誤植がございましたので、別紙の通り訂正いたします。

「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」

(平成12年3月10日老発第188号、厚生省老人保健福祉局長通知(平成19年3月30日最終改正))

【正】	【誤】
<p>第2 平成12年度以降における運用上の取扱い</p> <p>3 運用上の留意事項について</p> <p>(1) 資金の繰入れ</p> <p>施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定介護老人福祉施設の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れても差し支えない。</p> <p>(後略)</p> <p>(3) 資金の繰替使用</p> <p>施設報酬を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業等又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは、差し支えない。ただし、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならない。</p>	<p>第2 平成12年度以降における運用上の取扱い</p> <p>3 運用上の留意事項について</p> <p>(1) 資金の繰入れ</p> <p>施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定介護老人福祉施設の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等(収益事業を除く。)へ資金を繰り入れても差し支えない。</p> <p>(後略)</p> <p>(3) 資金の繰替使用</p> <p>施設報酬を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは、差し支えない。ただし、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならない。</p>